

# 福岡県 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成17年12月  
(平成29年3月改訂)

福岡県



< 目 次 >

第1章	PCB廃棄物処理計画策定の経緯	1
第2章	処理計画改訂の経緯	2
第3章	改訂計画の基本的事項	3
第1節	計画の対象	3
第2節	処理施設と処分期間	4
1	高濃度PCB廃棄物について	4
2	低濃度PCB廃棄物について	5
第3節	計画の見直し	6
第4章	PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	7
第5章	福岡県及び関係者の役割	8
1	福岡県等	8
2	保管事業者及び所有事業者	9
3	収集運搬業者	10
4	国	10
5	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）	12
6	市町村	13
第6章	福岡県のPCB廃棄物処理への取組	13
第1節	高濃度PCB廃棄物処理への取組	13
第2節	低濃度PCB廃棄物処理への取組	15
第7章	安全で効率的な収集運搬体制の確保	15
第8章	県民及び事業者への情報公開等	16

参考

- 1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて
- 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

## 【用語の定義】（本計画記載上の用語の定義又は参考で説明のある用語以外）

変圧器：工場やビルなどで、送られてきた電気の電圧を変える装置。

コンデンサー：電気を一時的に蓄える、電圧を調整するなどの役割を果たす装置（蓄電器）。

安定器：蛍光灯などの点灯時、点灯後の電圧・電流を調整する装置。

高圧：直流では750ボルトを、交流では600ボルトを超え、7,000ボルト以下のもの。

低圧：直流では750ボルト以下、交流では600ボルト以下のもの。

特別措置法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）。

PCB廃棄物処理基本計画：ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（国作成）。

PCB廃棄物処理計画：福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画。

廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）。

PCB使用製品：特別措置法第2条第3項に定めるポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）

処分期間：特別措置法第10条第1項の規定に基づき高濃度PCB廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度PCB廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間

廃棄：PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすること

PCB使用電気工作物：電気事業法に定義される電気工作物に該当するPCB使用製品

高濃度PCB使用電気工作物：電気事業法に定義される電気工作物に該当するPCB使用製品のうちPCB含有濃度が高濃度に該当するもの

福岡県等：福岡県並びに特別措置法第26条第1項の政令で定める市である福岡市、大牟田市、久留米市。

保管事業者：特別措置法第2条第5項に定める、その事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者

所有事業者：特別措置法第2条第6項に定める、PCB使用製品を所有する事業者

特例処分期限日：特別措置法第10条第3項の規定される、処分期間の末日から起算して1年を経過した日

PCB廃棄物等：PCB廃棄物及びPCB使用製品

都道府縣市：都道府県並びに特別措置法第26条第1項の政令で定める市

高濃度PCB廃棄物等：高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品

低濃度PCB廃棄物等：低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品

## 第1章 PCB廃棄物処理計画策定の経緯

PCBは、人の健康及び生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある物質で、自然界では分解しにくく、大気や水を媒体として広範囲に拡散移動し、土壌や底質などに長期間残留する性質を持つため、将来の世代にわたる環境汚染や地球規模での環境汚染をもたらすこと等が知られており、20世紀の代表的な負の遺産である。

わが国では、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機に、47年以降、PCBの製造及び販売、新たな使用等が事実上禁止された。しかし、高圧変圧器や高圧コンデンサーを始めとしたPCB廃棄物の処理施設の設置については、周辺住民の理解が得られなかったこと等から、その処理体制の整備は著しく停滞し、約30年の長期にわたりほとんど処理が進まず、結果として事業者による保管が続いた。

一方、PCBに係る国際的な動きとしては、残留性有機汚染物質（POPs）による地球環境汚染を防止するため、PCBを含む12種類の残留性有機汚染物質の全廃（平成37年までに使用停止、40年までに処分完了）を内容とする「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が13年5月にストックホルムにおいて採択され、わが国においては14年7月に国会で承認、翌8月には条約加入を果たした。

このような状況にあつて、わが国のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に特別措置法が公布され、同年7月15日から施行された。

国は平成15年4月に、特別措置法第6条に基づきPCB廃棄物処理基本計画を策定し、PCB廃棄物の処理に関する基本的事項を明らかにした。

また、福岡県は、平成17年12月に特別措置法第7条に基づき、国のPCB廃棄物処理基本計画に即して、PCB廃棄物処理計画を策定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、県内のPCB廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることとした。

## 第2章 処理計画改訂の経緯

特別措置法施行後、国はJESCOを活用してPCB廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年から北九州事業所を始め、順次、国内5か所の拠点的広域処理施設において処理が始まったが、安定器等の処理施設については、21年に北九州事業所、25年に北海道事業所において整備されるにとどまった。

また、これらの施設でのPCB廃棄物の処理は、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるものであったため、作業者に係る安全対策や、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、処理の遅れが生じた。

一方、平成14年、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験が行われ、当該試験結果を踏まえ、21年に廃棄物処理法において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加され、当該制度を活用した微量のPCBに汚染された廃棄物の処理が、22年から始まった。

このような状況の中で、処理に要する費用負担の困難性などの問題から、処理を先送りするPCB使用製品を所有する事業者、PCB廃棄物を保管する事業者がいるなど、特別措置法が予定していた当初の処理期限である平成28年7月までの処理完了は困難な状況となった。

このため、国は平成24年12月に特別措置法における処理期限を39年3月まで延長し、25年10月には拠点的広域処理施設が立地する北九州市に対し、北九州PCB処理事業所の処理対象エリアの拡大と事業期間の延長を要請した。

これに対して、北九州市は市民、議会への説明を尽くし、その理解と協力を得て、平成26年4月に国からの要請を受け入れた。

国は、平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の改訂を行い、高濃度PCB廃棄物について、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設けられ、この変更後の計画に記載する発生量に含まれない高濃度PCB廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられた。PCB廃棄物処理計画においても、当該PCB廃棄物処理基本計画の改訂に即して、処理期限を延長する改訂を行った。

この計画的処理完了期限と事業終了準備期間は、拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体との約束を踏まえて設定されたものであり、その達成に向けてあらゆる努力を払うことが必要である。しかしながら、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、その達成は決して容易ではないことから、国は平成2

8年に、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間を設定し、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を自ら処分又は処分委託もしくは廃棄すること等を義務付け、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等の規定を盛り込んだ特別措置法の一部を改正する法律を制定した。

また、電気事業法においては、昭和51年10月からPCBを使用した電気工作物を新規に施設することが禁止されたが、昭和51年10月当時に既に設置されていたPCB使用電気工作物については、適切な管理の下で引き続き使用することが認められた。

しかしながら、施設後約25年を経過しても依然として相当量のPCB使用電気工作物が使用されており、設備の経年劣化も懸念されていた。このため、特別措置法が制定されたことと併せて、平成13年10月15日に電気事業法電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）が改正され、PCB使用電気工作物を設置する電気事業者等に、その使用及び廃止の状況について国に対し届け出ることが義務付けられた。

さらに平成28年の特別措置法の改正と併せて、高濃度PCB使用電気工作物については、電気事業法に基づく経済産業省令（電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び電気関係報告規則）等の改正により、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとされた。

このため、国の法改正及びPCB廃棄物処理基本計画の改訂に即して、PCB廃棄物処理計画を改訂するものである。

### **第3章 改訂計画の基本的事項**

#### **第1節 計画の対象**

本計画は、福岡県内で保管及び所有されている特別措置法第2条第1項に定めるPCB廃棄物及び同条第3項に定めるPCB使用製品を対象とする。ただし、北九州市は特別措置法第7条第1項の政令で定める市（処理施設の立地する市）として別途ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定を行っていることから、北九州市内の上記廃棄物及び使用製品については、本計画の対象としない。

## 第2節 処理施設と処分期間

福岡県等で保管及び所有されているPCB廃棄物及びPCB使用製品の処理施設と処分期間はPCB含有濃度に応じて、表1のとおりとする。

### 1 高濃度PCB廃棄物について

国のPCB廃棄物処理基本計画においては、福岡県内で保管されている高濃度PCB廃棄物の処理施設はJESCO北九州PCB処理事業所(※)とされており、その処理期限は、保管事業者がJESCOに対し処理委託を行う期限とされている「計画的処理完了期限」と、今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間を勘案して設定された「事業終了準備期間」の2つの期限が設けられている。

平成28年の特別措置法の改正においては、計画的処理完了期限を確実に達成するため、新たに「処分期間」が設定されたところであり、同法第10条第1項に基づき、保管事業者は処分期間内に、その高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないと規定された。また、同法第18条第1項に基づき、所有事業者(電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品の所有事業者を除く。)はその高濃度PCB使用製品を処分期間内に廃棄しなければならないと規定された。この処分期間の末日は、上記計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の1年前の日とされている。ただし、特例処分期限日までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する保管事業者及び所有事業者にあつては、高濃度PCB廃棄物の自ら処分、他人への処分委託又は高濃度PCB使用製品の廃棄を、処分期間に代えて特例処分期限日までに行わなければならないと規定された。

また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用電気工作物については、同法及び関係省令の規定に基づき、特別措置法と同様の措置が講じられている。

このため、福岡県等における処分期間については、特別措置法第10条の規定等に基づき、廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等は平成30年3月31日まで、それ以外の高濃度PCB廃棄物については平成33年3月31日までとなる。

また、特例処分期限日は同様に、廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等は平成31年3月31日、それ以外の高濃度PCB廃棄物については平成34年3月31日となる。



ただし、高濃度PCB廃棄物は特に人体に有害であり、今後、容器劣化等に伴う漏洩による環境汚染のおそれ等も考えられることから、それぞれの期間内のできる限り早期の処理完了を目指すこととする。

※ J E S C O北九州PCB処理事業所の概要

処理施設名	北九州PCB廃棄物処理施設（北九州市若松区響町1丁目）		
	第1期施設		第2期施設
処理品目	変圧器・コンデンサー		①コンデンサー・②安定器等・汚染物
処理方式	脱塩素化分解法		①脱塩素化分解法 ②プラズマ熔融分解法
処理能力	1.0t/日（PCB分解量）		① 0.5t/日（PCB分解量） ② 10.4t/日（安定器等・汚染物量）
処理対象	処理対象地域		処理対象物
	中国・四国・九州・沖縄17県 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県		大型変圧器・コンデンサー等、安定器等・汚染物
	近畿2府4県 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県		安定器等・汚染物（一部機器を除く）
	東海4県 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県		車載変圧器の一部、安定器等・汚染物（一部機器を除く）
	南関東1都3県 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		コンデンサーの一部
処理期限		計画的処理完了期限	事業終了準備期間
	大型変圧器・コンデンサー等	平成31年 3月31日まで	平成34年 3月31日まで
	安定器等・汚染物	平成34年 3月31日まで	平成36年 3月31日まで

2 低濃度PCB廃棄物について

低濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象となっていることから、国の認可を受けた無害化処理認定施設（県

が許可した無害化処理施設を含む。以下同じ。) で処理することとし、特別措置法第14条の規定に基づき、保管事業者は、平成39年3月31日までに、自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないとする。

表1 PCB廃棄物の処理施設と処分期間

	PCB 含有濃度	処理施設	処分期間		
高濃度 PCB 廃棄物	5,000 mg /kg超	J E S C O 北九州 P C B 処理事業所 (国設置)	廃PCB等、廃 変圧器、廃コ ンデンサー等	平成30年3月31日まで	
				特例処分 期限日	平成31年 3月31日
			上記以外の 高濃度PCB 廃棄物(※)	平成33年3月31日まで	
				特例処分 期限日	平成34年 3月31日
低濃度 PCB 廃棄物	5,000 mg /kg以下	無害化処理 認定施設 (民間)	平成39年3月31日まで		

※ 安定器、汚染物等、3kg未満の廃変圧器等及びこれらの保管容器。

### 第3節 計画の見直し

本計画は、PCB廃棄物処理基本計画の見直し等を勘案して必要に応じて、見直しを行うこととする。

## 第4章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

PCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量(発生量)及び処分見込量は、表2のとおりである。

表2 PCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量(発生量)及び処分見込量

(平成27年3月31日現在)

高濃度PCB廃棄物の種類	保管量 (注1) (A)	使用量 (1) (注2) (B)	使用量 (2) (注3) (C)	低濃度PCB廃棄物の種類	保管量 (注1) (D)	使用量 (1) (注2) (E)	使用量 (2) (注3) (F)	処分見込量 (1) (注4) (G=A+B+D+E)	処分見込量 (2) (注5) (G+C+F)
①高圧変圧器(台)	195	0	6	①高圧変圧器(台)	0	0	265	195	1,207
②低圧変圧器(台)	724	9		②低圧変圧器(台)	1	7		741	
③高圧コンデンサー(台)	139	5	329	③高圧コンデンサー(台)	2	43	5	189	3,073
④低圧コンデンサー(台)	2,531	18		④低圧コンデンサー(台)	1	0		2,550	
⑤安定器(台)	10,451	1,552	0	⑤安定器(台)	0	0	0	12,003	12,003
⑥柱上変圧器(台)	0	0	0	⑥柱上変圧器(台)	11	4	4	15	19
⑦PCB(kg)	0.6	0.0	0.0	⑦PCB(kg)	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6
⑧PCBを含む廃油(kg)	2.5	0.0	0.0	⑧PCBを含む廃油(kg)	37,023.3	0.0	0.0	37,025.8	37,025.8
⑨感圧複写紙(kg)	877.4	0.0	0.0	⑨感圧複写紙(kg)	0.0	0.0	0.0	877.4	877.4
⑩ウエス(kg)	40.0	0.0	0.0	⑩ウエス(kg)	8,006.5	0.0	0.0	8,046.5	8,046.5
⑪汚泥(kg)	100.0	0.0	0.0	⑪汚泥(kg)	3,200.0	0.0	0.0	3,300.0	3,300.0
⑫その他機器等(個)	9	0	0	⑫その他機器等(個)	8,310	596	27	8,915	8,942

注1 特別措置法第8条の規定による届出から集計。(集計時点:平成27年3月31日)

- ・ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、台数や重量で計上できないものがある。また、PCB、PCBを含む廃油、感圧複写紙、ウエス及び汚泥については、体積で計上された分について1L=1kgとして重量に換算して集計。
- ・①～⑥は台数、⑦～⑪は重量+容積、⑫は個数。

注2 特別措置法第8条の規定による届出から集計。(集計時点:平成27年3月31日)

注3 電気事業法(昭和39年法律第170号)第106条の規定に基づく電気関係報告規則第4条の2の規定による届出から集計(集計時点:平成27年3月31日)。

なお、特別措置法の届出データとの重複を考慮していない。

また、変圧器・コンデンサーについては、電気事業法の集計では高圧・低圧の種別を行っていないため、合算して計上。

注4 特別措置法の届出から集計した保管中及び使用中の電気機器等について、処分期間の満了の日までに、全量がPCB廃棄物として処分されると仮定。

注5 特別措置法及び電気事業法の届出から集計した保管中及び使用中の電気機器等について、処分期間の満了の日までに、全量がPCB廃棄物として処分されると仮定

## 第5章 福岡県及び関係者の役割

PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理を確保するためには、福岡県等（福岡県並びに特別措置法第26条第1項の政令で定める市である福岡市、大牟田市、久留米市。）及び関係者は、以下のとおり役割を果たす必要がある。

### 1 福岡県等

#### (1) PCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量の把握

これまでに全国的にPCB廃棄物の紛失等が発生している状況に鑑み、区域内に存在するPCB廃棄物の保管及び処分の状況並びにPCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く）の所有状況を実地に把握するよう努める。

また、上記を保管及び所有する事業者に対し、届出を徹底するよう必要な指導等を行う。

#### (2) PCB廃棄物等を保管又は所有する事業者が確実に処分委託等を実施すること

保管事業者及び所有事業者に対する指導の方針等を定めた本計画に基づき、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管のための措置を講ずるよう必要な指導等を行う。

また、高濃度PCB廃棄物の保管事業者に対し、その処分期間内又は特例処分期限日までの計画的な処分のための取組を講ずるよう必要な指導等を行うとともに、高濃度PCB使用製品（電気事業法の高濃度PCB使用電気工作物に該当するものを除く）の所有事業者に対し、その確実な廃棄のための取組を講ずるよう必要な指導等を行う。

低濃度PCB廃棄物の保管事業者及び低濃度PCB使用製品の所有事業者に対しても、上記に準じた取組を講ずるよう必要な指導等を行う。

さらに、保管事業者及び所有事業者に対して、一日も早い処分及び廃棄を求めるため、福岡県等自らも率先してその保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託・廃棄を早期に

進めることが求められるとともに、低濃度PCB廃棄物の処分委託を確実にを行い、低濃度PCB使用製品の廃棄又はPCBの除去に努めることが求められる。

**(3) PCB廃棄物の安全かつ効率的な収集運搬等**

JESCO北九州PCB処理事業所における処理の実施に際し、広域的な収集運搬の体制の確保や、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるよう、他の都道府県市及びJESCOとの連携に努める。

また、収集運搬業者が特別措置法や廃棄物処理法等の関係法令等を遵守し安全な収集運搬を実施するよう、指導等を行う。

**(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成**

福岡県は、国と協調して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成に努める。

**(5) 県民に対する情報提供・周知**

国とともに、保管事業者及び所有事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び高濃度PCB廃棄物の処分期間内の処分委託又は高濃度PCB使用製品の廃棄に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努めるものとする。

また、国や市町村とともに、県民に対し、国及び福岡県等が実施する施策への協力が得られるよう、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなど、その理解を深めるよう努める。

**2 保管事業者及び所有事業者**

**(1) PCB廃棄物の適正な処理**

廃棄物処理法や特別措置法等に基づき、PCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理する責務を有し、特別措置法第10条等の規定により定める期間内に計画的かつ適正に処分を行わなければならない。

**(2) 保管状況等の届出義務**

特別措置法第8条の規定により、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を福岡県等に届け出なければならない。

なお、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品の所有事業者は、電気事業法に基づき、廃止見込み等について、経済産業省九州産業保安監督部に対し、確実に管理状況を届け出ることが求められる。

**(3) PCB廃棄物の適正な保管**

保管中のPCB廃棄物を適正に処理するまでの間、福岡県等の指導に従って、PCBの漏洩等による生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に管理し、必要に応じて改善のための対策を講じなければならない。また、紛失したり、PCB廃棄物でないものとして不適正な処分が行われたりすることのないよう、特別管理産業廃棄物管理責任者の管理の下、適正に保管しなければならない。

**(4) 安全な収集運搬の確保に向けた措置**

PCB廃棄物の保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるよう、福岡県等の指導等に従い必要な措置を講じなければならない。

**(5) 適正保管等に係る計画の策定**

多量保管事業者にあつては、特別措置法に基づき、本計画や福岡県等の指導等に従い、PCB廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定するよう努めなければならない。

**3 収集運搬業者**

特別措置法や廃棄物処理法等の関係法令、国のPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等の各種安全基準やJESCO北九州PCB処理事業所の立地する北九州市の策定した北九州市PCB廃棄物処理計画で定める運行条件を遵守して、安全な収集運搬を実施しなければならない。

**4 国**

国の役割はPCB廃棄物処理基本計画によって、下記の通り定めている。

(PCB廃棄物処理基本計画 抜粋)

国は、我が国も締結しているストックホルム条約に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を確実に推進する必要があること、高濃度ポリ塩化

ビフェニル廃棄物の期限内処理は拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体に対する国としての約束であることに鑑み、関係省庁が一丸となってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を進める。

国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の維持管理を支援するほか、都道府県市と協力して広域的な収集運搬体制の確保を図るとともに、都道府県市と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の確保に引き続き努める。特に、拠点的広域処理施設における処理の実施に当たっては、国は、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるように、都道府県市間の調整、都道府県市と中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の指導監督を行う。

また、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）の所有の状況に関する都道府県市による調査等が円滑に進むよう調査の効率化に必要な情報の提供その他必要な支援を行うとともに、都道府県市による措置のみでは処分期間内又は特例処分期限日までの処分委託の確保が困難な場合等、特に必要があると認められる場合には、特別措置法に基づく立入検査等の措置を講じるものとする。

さらに国は、都道府県市、電気保安関係者、中間貯蔵・環境安全事業株式会社等から構成される会議体として、全国版の「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」や第2節の表に掲げられた事業対象地域ごとに設置した地域版の「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」を活用して関係者間の連携体制を強化し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が一日でも早く完了するよう、全国各地での説明会の開催等により保管事業者及び所有事業者に対して計画的な処理の必要性を周知する。

また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、電気事業法に基づく報告徴収、立入検査、技術基準適合命令等の措置を最大限に活用し、事業者に対する措置を徹底する。

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、廃棄物処理法による無害化処理の認定を円滑に行うことを通じて、処理体制の確保に努めることとする。また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の量が膨大であること及びポリ塩化ビフェニルの濃度が一般に相当程度低いことを踏まえ、その処理が更に合理的に進むよう、技術的な検討を行い、処理体制の充実・多様化を図る。また、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。以下同じ。）

の実態把握に努め、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去の促進に努めることとし、そのための方策について検討を行うものとする。

また、保管事業者及び所有事業者に対して、一日も早い処分委託及び廃棄を求めるため、国自らも率先してその保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分委託・廃棄を早期に行うとともに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託を確実にを行い、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去に努める。

さらに、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するため、特別措置法に基づき製造者に必要な協力を求めるものとする。また、全国のポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の保管、処分、所有等の状況及び拠点的広域処理施設における処理の進捗状況に関する情報の整理及び提供、より効率的な処理技術の開発その他の必要な措置を講ずる。

## **5 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）**

### **（１） 高濃度PCB廃棄物の適正な処理**

高濃度PCB廃棄物処理の事業主体として、JESCO北九州PCB処理事業所において、安全を第一として適正かつ確実に処理を行うとともに、周辺環境に影響を及ぼさないために必要な対策を確実に行う。

### **（２） 積極的な情報公開**

適正かつ安全な処理を行っていることについて、施設周辺の住民、県民、事業者に対する積極的な情報公開に努め、関係者のより一層の理解と信頼を得ることに努める。

### **（３） 計画的な受入及び着実な処理**

JESCO北九州PCB処理事業所におけるPCB廃棄物の計画的な搬入を確保し、安全かつ効率的に処理が実施できるよう、福岡県等に対して搬入に係る情報を提供するとともに、十分な連絡調整を行った上で、受入条件及び受入計画を定める。

また、これまでに蓄積した高濃度PCB廃棄物に係る技術的知見を基に、高濃度PCB廃棄物の早期処理に向けた国や福岡県等の取組に対し、技術的支援その他の必要な協力を行わなければならない。



## 6 市町村

国及び福岡県等が実施する施策への協力が得られるよう、住民に対しP C B廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行い、その理解を深めるよう努める。

また、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を進めるために、保管事業者等に対する周知について、本県との連携の強化に努める。

さらに、保管事業者及び所有事業者に対して、一日も早い処分及び廃棄を求めため、市町村自らも率先してその保管・所有する高濃度P C B廃棄物及び高濃度P C B使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることが求められるとともに、低濃度P C B廃棄物の処分委託を確実にを行い、低濃度P C B使用製品の廃棄又はP C Bの除去に努めることが求められる。

## 第6章 福岡県のP C B廃棄物処理への取組

### 第1節 高濃度P C B廃棄物処理への取組

#### (1) 福岡県内の高濃度P C B廃棄物及び高濃度P C B使用製品の確実な把握

高濃度P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するためには、福岡県内における高濃度P C B廃棄物や高濃度P C B使用製品を確実に把握することが必要である。

電気事業法の電気工作物である高濃度P C B使用電気工作物については、電気事業法の枠組みを活用して規制を行い、必要な措置が講じられている。

このため、福岡県等は、電気事業法を管轄する経済産業省九州産業保安監督部とは情報交換を密に行うとともに、国やJ E S C O、さらには電気工作物の設置者と関係のある電気保安関係等の事業者団体等と情報交換を行うなど連携を図り、当該情報収集に努め、事業者に対し掘り起こし調査等を実施し、当該機器に係る高濃度P C B廃棄物の保管の確認を行う。

安定器等（当該機器は電気事業法の対象外）についても、上記掘り起こし調査と併せて調査するとともに、さらに環境省が示す調査方法等を参考に、事業者に対し掘り起こし調査等を実施し、その当該機器の所有・当該廃棄物の保管の確認を行う。

また、調査、情報収集の中で、高濃度P C B廃棄物の疑いのある物を保管している事業者及び高濃度P C B使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く）の疑いのある物を所有している事業者

が確認された場合は、特別措置法に基づく報告徴収や立入検査を必要に応じて活用するなどにより、状況の確認に努める。

特に必要があると認められる場合には、国とも連携して、当該事業者に対し報告徴収及び立入検査を行い、実態把握の徹底に努める。

## (2) 高濃度PCB廃棄物等の所有・保管事業者に対する指導等

福岡県等は、特別措置法に基づく届出情報、電気事業法に基づく届出情報、JESCOの登録情報・処理情報、掘り起こし調査並びに関係団体等から得た情報等を取りまとめ、高濃度PCB廃棄物等の未処理事業者一覧表を作成し、JESCO等と連携して、高濃度PCB廃棄物等の所有・保管事業者に対し高濃度PCB廃棄物等の処理時期の確認に努める。

また、高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く）及び高濃度PCB廃棄物を所有・保管している事業者に対しては、JESCO等関係団体と協力して、PCB廃棄物保管届出の徹底やJESCOへの高濃度PCB廃棄物等の登録のはたらきかけを行い、その処分期間内又は特例処分期限日までにJESCOへの処理委託が行われるよう指導する。

当該事業者が、高濃度PCB廃棄物等について、処分期間内等にJESCOに委託しない場合等において、特別措置法第12条の規定に基づく改善命令の発出などにより、確実な処理に努める。

さらに、当該事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度ポリ塩化PCB廃棄物を期限内に処分する法的な義務を有する事業者が不明確な場合等においては、高濃度PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理上の支障を要件として、当該高濃度PCB廃棄物の処分その他必要な措置の全部又は一部を講ずる（代執行）場合がある。

また、福岡県内における保管事業者及び所有事業者に対し一日も早い処分及び廃棄を求めるために、福岡県等及び県内市町村自らも率先して、その保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託及び廃棄の早期実行に努める。

## (3) 北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会等における協議、調整

JESCO北九州PCB処理事業所における円滑な処理を確保するために、福岡県等は、高濃度PCB廃棄物の搬入の時期、進捗管理その他の計画的な搬入のための取組について、北九州PCB廃棄物処理

事業に係る西日本広域協議会（以下 西日本広域協議会という。）等において協議及び調整を行うとともに、J E S C Oとの連携を図る。

#### （４） ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成及び融資制度の実施

福岡県は、中小企業者等の負担軽減のために、国と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成に努める。

また中小企業者等への融資制度を設け、高濃度P C B廃棄物の処理が円滑に行われるよう努める。

### 第２節 低濃度P C B廃棄物処理への取組

#### （１） 福岡県内の低濃度P C B廃棄物及び低濃度P C B使用製品の把握

低濃度P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するためには、高濃度P C B廃棄物等と同様に福岡県内における低濃度P C B廃棄物や低濃度P C B使用製品を確実に把握していくことが必要である。

そのため、福岡県等は、電気保安関係等の事業者団体や経済産業省九州産業保安監督部などと連携を密にし、高濃度P C B廃棄物等の掘り起こし調査等と併せて、その把握に努める。

#### （２） 低濃度P C B廃棄物等の適正保管及び処理に関する情報提供

低濃度P C B廃棄物等が不適正に保管及び処理されないことがないよう、福岡県等は、電気保安関係等の事業者団体等と連携して保管事業者等に対し、処理方法等の情報提供に努める。

### 第７章 安全で効率的な収集運搬体制の確保

P C B廃棄物の収集運搬を安全かつ効率的に進めるためには、保管場所での積み込みから荷降しまでの収集運搬過程全般を通じた安全対策の実施が不可欠である。

このため、福岡県等は、保管事業者のP C B廃棄物の保管の状態については、特別措置法に基づく届出等によりその把握に努める。

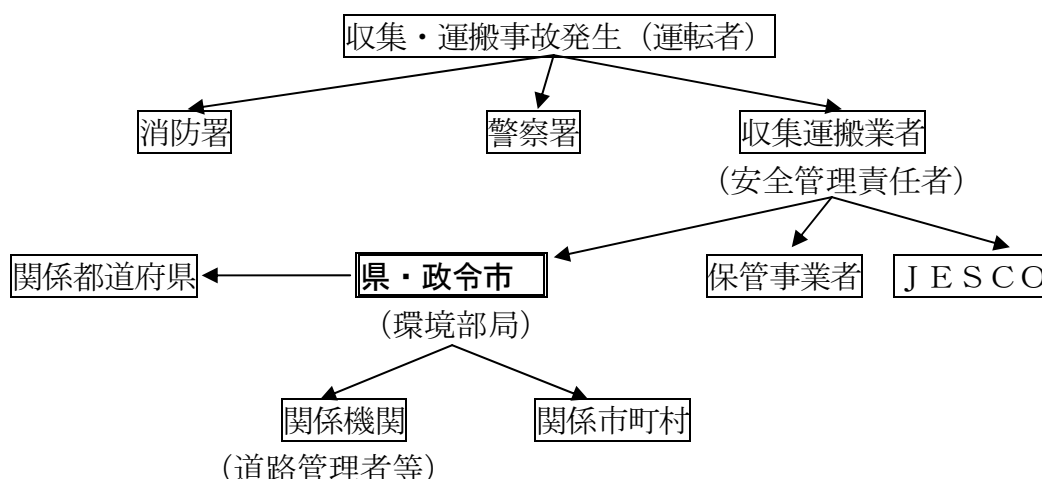
また保管事業者及び収集運搬を行う者が、収集運搬中の漏えい防止のために必要な措置を実施するよう、必要に応じて立入検査等を行い、適切な指導監督に努める。

さらに、高濃度P C B廃棄物の収集運搬を行う者に対しては、各種安全基準

や北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画で定める運行条件の周知と遵守の徹底に努める。

このほか、他県で積み込まれた高濃度PCB廃棄物が福岡県等を通過する場合の安全確保については、西日本広域協議会等で協議、調整を行い、必要な対応を行うこととし、万一、収集運搬経路において、事故等が発生した場合には、関係機関との緊密な連携の下、速やかな対応ができるよう体制を整え、適切な対策を講じる。

### 高濃度PCB廃棄物の収集運搬時における緊急連絡体制



## 第8章 県民及び事業者への情報公開等

PCB廃棄物処理を確実かつ円滑に進めていくためには、県民、保管事業者、製造者等及び処理業者等のすべての関係者が、PCBによる環境リスクに関する科学的な情報を共有した上で、当該事業の必要性、収集運搬及び処理施設における安全性の確保等について、広く県民や事業者の理解と協力を得ることが重要である。

そのため、福岡県等は、国とともに、保管事業者及び所有事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び高濃度PCB廃棄物の処分期間内の処分委託又は高濃度PCB使用製品の廃棄に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努める。

また、特別措置法第9条の規定をもとに、国の取組に準じて、PCB廃棄物

の保管及び処分の状況並びに高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みに関する情報等を、県民その他の関係者に対して分かりやすく提示していくよう努める。

福岡県等は、福岡県等及び県内市町村の保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の状況について公表に努める。

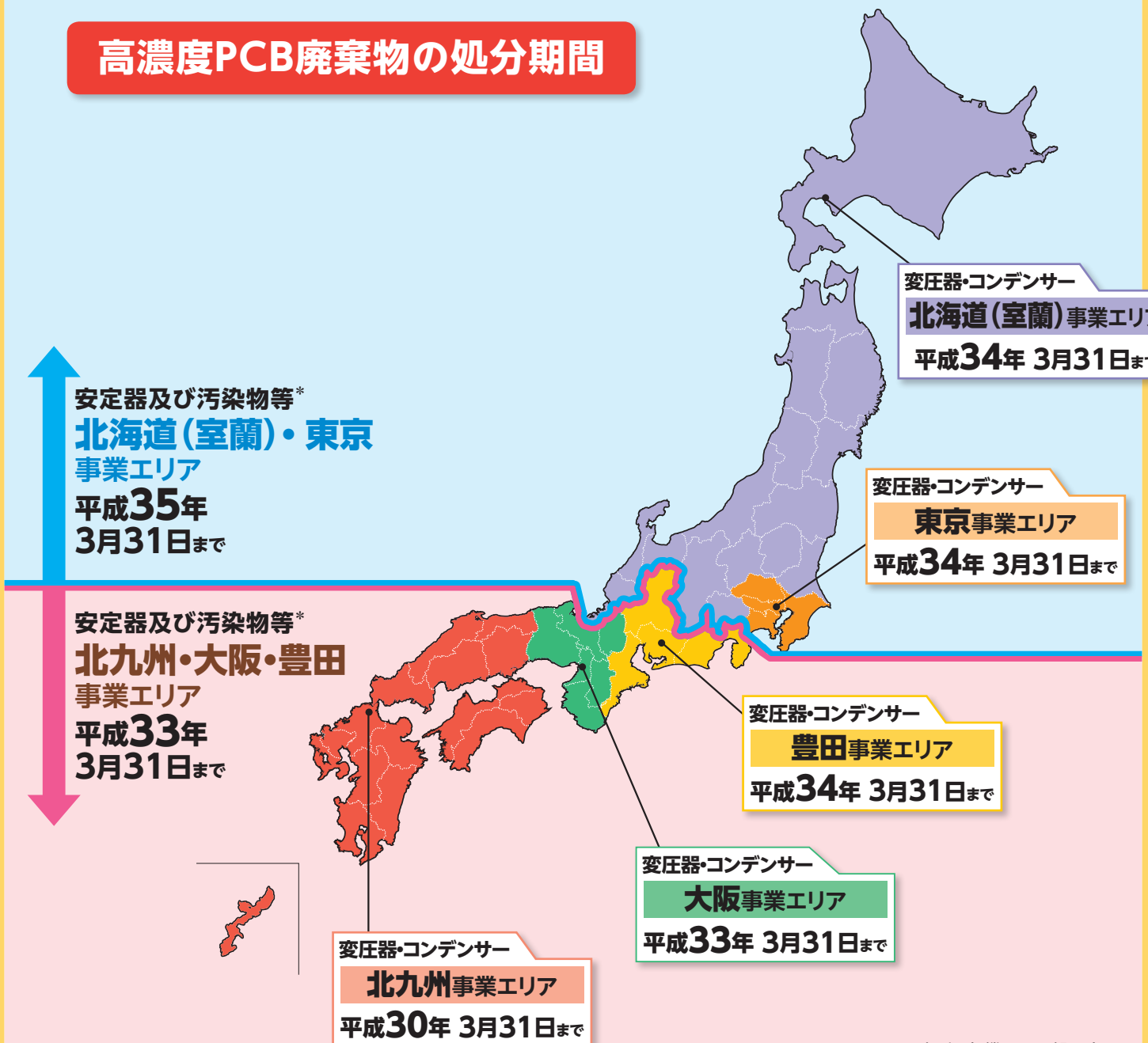


# ポリ塩化ビフェニル(PCB) 使用製品 及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。  
高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。

2016年 10月版

## 高濃度PCB廃棄物の処分期間



\* 小型電気機器の一部を除く。

低濃度PCB廃棄物の処分期間 平成**39**年 3月31日まで

# 1

## PCBとはどんなものですか？

### PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

用途	製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用 ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用 蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）	各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油	高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用 電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用 ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他 ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ	ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他	紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

### PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。

### PCBの毒性

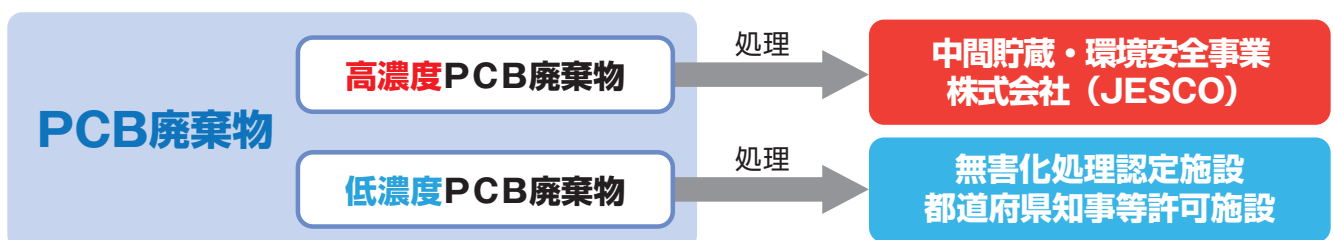
脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

### PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。高濃度PCB廃棄物はPCB濃度が0.5%（=5000ppm）を超えるものとなります。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。



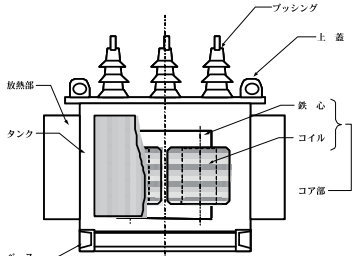


## 高濃度 PCB 廃棄物 (PCB が使用された代表的な電気機器等)

PCB が使用された代表的な電気機器等には、高圧変圧器や高圧コンデンサー、安定器があります。変圧器（トランス）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

### 高圧変圧器

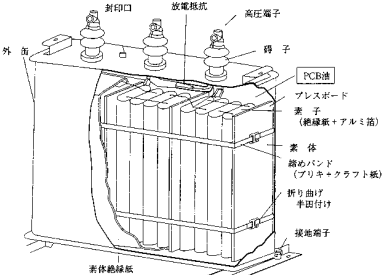
変圧器内は PCB とトリクロロベンゼンの混合液（重量比 3 : 2）で満たされています。例えば、50kVA の場合で約 115kg の PCB が入っています。



高圧変圧器の例

### 高圧コンデンサー

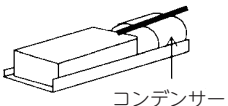
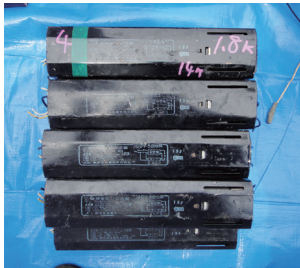
コンデンサー内は PCB で満たされています。例えば、100kVA の場合で約 35kg の PCB が入っています。



高圧コンデンサーの例

### 安定器

コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサー内の巻紙のすき間に数十g 程度の PCB 油が含浸されているものがあります。



コンデンサーを内蔵する安定器の例

※それぞれの機器に PCB が使用されているかどうかは、次ページを参照して下さい。  
※上記の電気機器の他、PCB が使用されている電気機器には、低圧変圧器、低圧コンデンサー、その他機器（リアクトル、サージアブソーバー、計器用変成器等）等があります。これらも PCB 特別措置法の届出対象となっています。

## 低濃度 PCB 廃棄物

PCB 濃度が 0.5% (=5000ppm) 以下の PCB 廃棄物および微量 PCB 汚染廃電気機器等（PCB を使用していないとする電気機器等であって、数 ppm から数十 ppm 程度の PCB に汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度 PCB 廃棄物として適正に処理する必要があります。

微量 PCB 汚染廃電気機器等の量は、使用中を含めて、柱上変圧器以外の電気機器が約 120 万台、柱上変圧器が約 100 万台、OF ケーブルが約 1,400km と推計されています。（平成 28 年 3 月 31 日時点）

# PCB含有の有無を判別する方法

## 変圧器・コンデンサー等の場合

### 高濃度PCBかどうかの判別方法

昭和28年（1953年）から昭和47年（1972年）に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本電機工業会のホームページを参照してください。

[https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb\\_hanbetsu.html](https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)

### 低濃度PCBかどうかの判別方法

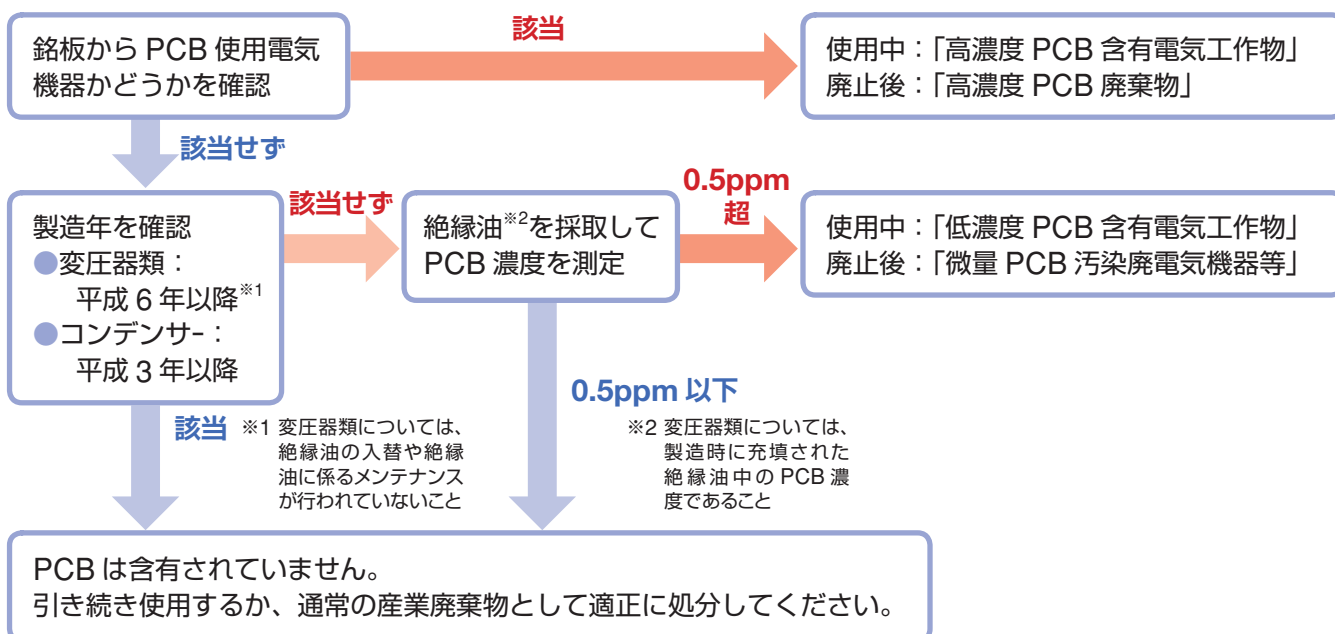
数万件に及ぶ測定例から、国内メーカーが平成2年（1990年）頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年（1991年）以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年（1994年）以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

**銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。**



## 安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏えいする事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので全数調査を行うようにしてください。漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

### PCB使用安定器かどうかの判別方法

昭和32年（1957年）1月から昭和47年（1972年）8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものはありません。

PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

また、PCB廃棄物として保管している安定器の中にはPCBを使用していない廃安定器が混在している場合があります。詳しくはJESCOのホームページを参照してください。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

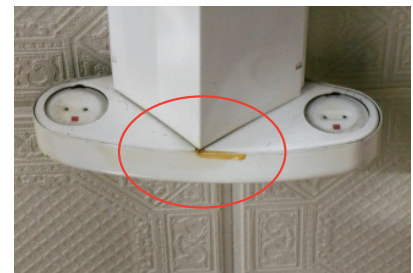
銘板から PCB 使用安定器かどうかを確認

該当

使用中：  
「高濃度 PCB 使用製品」  
廃棄後：  
「高濃度 PCB 廃棄物」

該当せず

PCBは含有されていません。ただし、耐用年数を過ぎていた照明器具は速やかに交換し、各自治体の指導にしたがって廃棄物として適正に処分してください。



蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯機器からPCB油が漏れ出した例

### 銘板の取り付け例



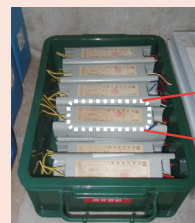
高圧変圧器



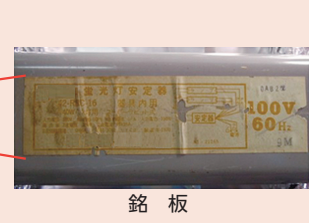
高圧コンデンサー



銘板



安定器



銘板

## 汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は含まれているPCBの濃度を定められた方法で実際に測定することでPCB廃棄物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。また、PCB濃度が0.5%を超える場合は、高濃度PCB廃棄物として分類されます。汚染物等のPCB濃度の測定方法については、環境省から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」が示されています。以下のホームページを参照してください。

[http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/lc-method\\_v2.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/lc-method_v2.pdf)

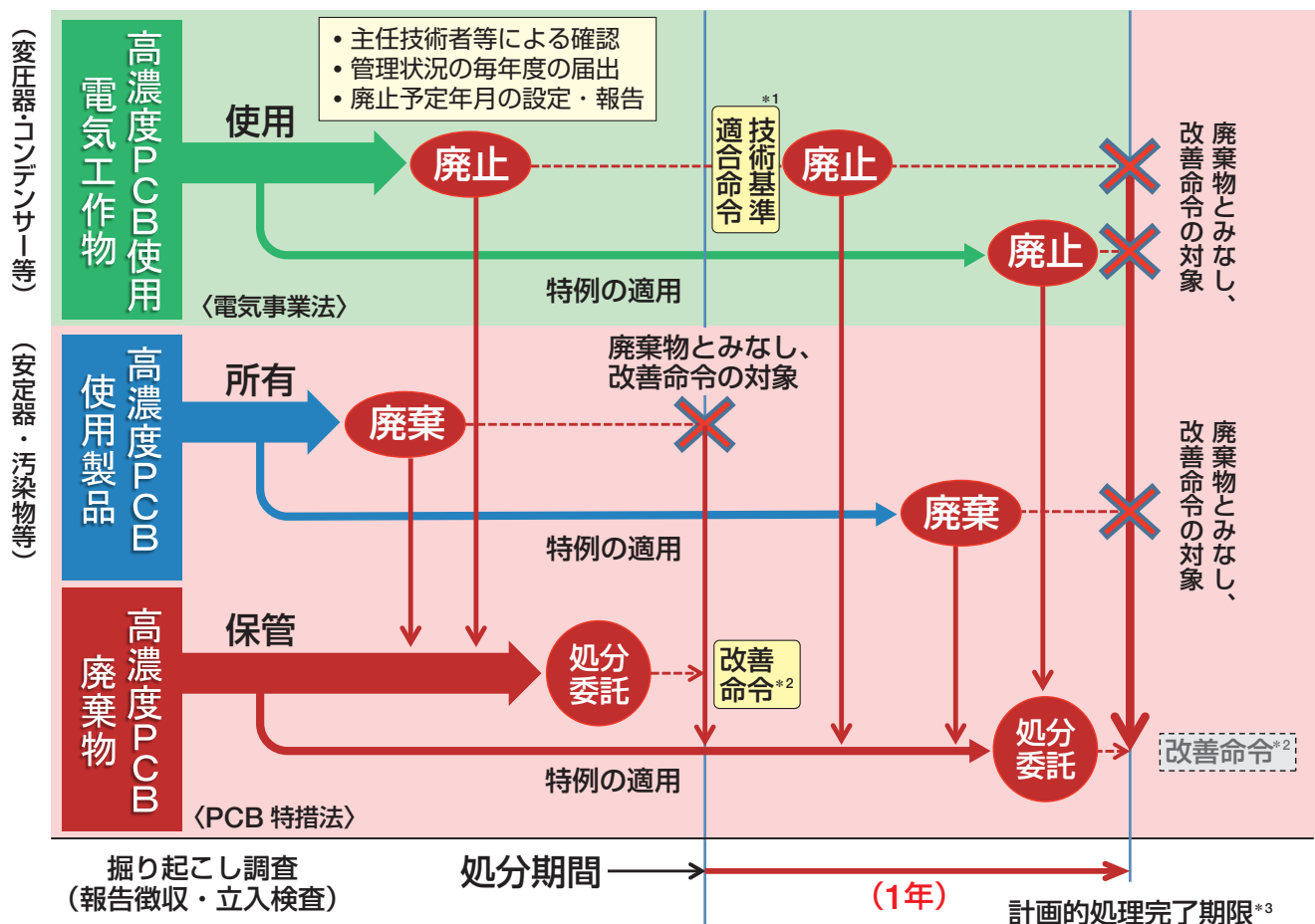
## 高濃度PCB使用電気工作物・ 高濃度PCB使用製品・ 高濃度PCB廃棄物の処分までの流れ

高濃度 PCB 廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません

使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります

平成 28 年 8 月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特措法」という。）の改正に合わせ、使用中の変圧器やコンデンサー等の高濃度 PCB 使用製品についても処分期間内に使用を終えて処分するよう、電気事業法の「電気設備に関する技術基準を定める省令」等が改正されました。

高濃度 PCB 使用電気工作物、安定器等の高濃度 PCB 使用製品及び高濃度 PCB 廃棄物の処分までの流れを下図に示します。



高濃度 PCB 廃棄物等の処分までの流れ

- （\*1） 技術基準適合命令違反には三百万円以下の罰金が処せられます。
- （\*2） 改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。
- （\*3） 処分期間の末日の1年後である特例処分期限日（計画的処理完了期限と同じ日）を適用する場合は、PCB 特措法に基づき、確実に特例処分期限日までに JESCO に処分を委託することを約した契約書の写し等を保管の場所を管轄する都道府県及び政令市（以下、「都道府県市」という。）の長に届け出る必要があります。  
使用中の高濃度 PCB 使用製品についても同様に、これらを廃棄する見込み等について都道府県及び政令市の長に届け出る必要があります。



## 都道府県市等が行うPCB廃棄物等の掘り起こし調査に御協力ください

現在都道府県市では、PCB 廃棄物を保有する蓋然性の高い事業者を対象にして未届出の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。PCB 特措法の改正により、都道府県市による掘り起こし調査に関して、報告徴収や立入検査等の権限が強化されました。また、使用中の高濃度 PCB 使用電気工作物についても、電気事業法の「主任技術者制度の解釈及び運用」が改正され、電気主任技術者等が毎年度高濃度 PCB 使用電気工作物であるかを確認することが義務付けられました。安定器を含め、高濃度 PCB が使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、都道府県市や電気主任技術者等が行う掘り起こし調査に御協力ください。

高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの 処理施設	高濃度PCB廃棄物の 種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理 完了期限
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、 廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	平成30年 (2018年) 3月31日まで	平成31年 (2019年) 3月31日まで
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	平成33年 (2021年) 3月31日まで	平成34年 (2022年) 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	平成34年 (2022年) 3月31日まで	平成35年 (2023年) 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度 PCB廃棄物(安定器、 汚染物等、3kg未満の 廃変圧器等及びこれら の保管容器)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成33年 (2021年) 3月31日まで	平成34年 (2022年) 3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県	平成35年 (2023年) 3月31日まで	平成36年 (2024年) 3月31日まで

## 高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度 PCB 廃棄物については、JESCOで処理をしています。JESCOに処理委託を行う場合、あらかじめJESCOに登録を行う必要があります。(使用中であっても登録は可能です。) 詳しくはJESCO登録担当(03-5765-1935)までお問合わせください。

## 中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度 PCB 廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくはJESCO中小軽減担当(0120-808-534)にお問い合わせください。

# 3

## 低濃度PCB廃棄物等の処理について

低濃度PCB廃棄物の処分期間は **平成39年(2027年)3月31日まで**

### 低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は今後も増加する見込みであり、地域的な偏在も解消してきています。低濃度PCB廃棄物が見つかったら、これらの事業者に委託して処理してください。

無害化処理事業者の連絡先等は環境省の以下のホームページで紹介されています。

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

### 使用中の低濃度PCB含有電気工作物の処理について

使用中の変圧器に含まれる絶縁油が微量のPCBで汚染されていることが判明した場合は、変圧器の構造、PCB濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する「**課電自然循環洗浄法**」が適用できる場合があります。経済産業省と環境省が取りまとめた「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」に従って処理した変圧器は所要の手続きを行うことでPCB含有電気工作物に該当しないものとなります。

課電自然循環洗浄については経済産業省の以下のホームページを参照してください。

<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150331004/20150331004.html>

# 4

## よくある質問

**Q** 建物の売買を予定していますが、PCB使用製品やPCB含有電気工作物が設置されているかどうか分からない場合はどうすればよいですか？

**A** 建物の売買契約を行う前に、キュービクルや電気室などに変圧器やコンデンサーが設置されていないか確認してください。設置されている場合は、これらにPCBが含まれるかどうかをまず売主が確認し、含まれていた場合は電気事業法及びPCB特措法に従い、所要の手続きを行ってください。当該電気工作物が使用中のものである場合には、地位の承継である場合を除き、売主が廃止届出を、また買主が新たに設置等届出を行う必要があります。また、売買する建物が昭和52年(1977年)3月までに建築・改修された建物である場合には、PCBが使用された蛍光灯等の安定器が設置されたままになっている可能性があるため、十分に確認する必要があります。見つかった場合は、速やかに交換し、処分に係る所要の手続きを行ってください。なお、当該電気工作物や安定器がすでに廃棄され保管中のものであった場合は、PCB特措法において、譲渡し及び譲受けが原則禁止されており、売買が行われた後も売主が適正に処分する必要があります。

---

**Q PCB 廃棄物を保管していた倉庫を撤去することになりました。保管していた PCB 廃棄物を他人に委託して保管してもらってもよいですか？**

**A** PCB 廃棄物の譲渡し及び譲受けは、地方公共団体に譲り渡す場合や特別管理産業廃棄物に係る許可を得た収集運搬業者又は処分業者に委託する場合等を除いて原則禁止されています。PCB 廃棄物の保管事業者自らが管理する他の倉庫にこれらを移動して保管することは可能ですが、他人が管理する倉庫に移動して、他人に保管を委託することは譲渡し及び譲受けの制限の規定に反することになるので行ってはなりません。

---

**Q 使用中の電気工作物に PCB が含まれていることが確認された場合はどうすればよいですか？**

**A** 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、PCB 含有が判明した後遅滞なく管轄する産業保安監督部等に PCB 含有電気工作物の設置等届出を行う必要があります。また、新たに判明した電気工作物が高濃度 PCB 使用電気工作物であった場合には、年度末における廃止予定の年月等を含む管理状況を管轄する産業保安監督部等に毎年度届出を行うとともに、その電気工作物を設置場所ごとに決められた処分期間内に廃止し、PCB 含有電気工作物の廃止届を行う必要があります。一方、新たに判明した電気工作物が低濃度 PCB 含有電気工作物であった場合には、課電自然循環洗浄を行うことで使用を継続できる場合があります。それ以外の場合には、処理施設の操業期間を勘案し、計画的に使用を終えて無害化处理する必要があります。

---

**Q PCB 含有電気工作物の使用を終えた場合はどうすればよいですか？**

**A** 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、使用を終えた後遅滞なく管轄する産業保安監督部等に PCB 含有電気工作物の廃止に係る届出を行う必要があります。また、電気工作物の使用を終えた時は、PCB 特措法に基づき、事業所所在地の都道府県市に届出するとともに、電気工作物が高濃度 PCB 廃棄物である場合は JESCO に処分委託し、低濃度 PCB 廃棄物である場合は民間の処理事業者に処分委託する必要があります。

---

**Q 電路から外した PCB 含有電気工作物は、再使用してもよいですか？**

**A** 電路から一度外した PCB 含有電気工作物は、電気事業法〈電気設備に関する技術基準を定める省令〉により、電路への再施設が禁止されています。

---

**Q 銘板が読み取れない安定器があります。どのように取り扱ったらよいですか？**

**A** 安定器に内蔵されたコンデンサーは脆弱なため外部から力を加えると容易に破損して PCB が漏洩する危険性があるため、安定器は解体分解するなど形状を変更することが法律で原則禁止されています。したがって、銘板が読み取れない安定器であっても、コンデンサーを取り出して PCB を分析することは危険ですのでお止めください。銘板が読み取れない安定器については、同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れた安定器と形状が同一と判断されるものであれば、その PCB の使用・不使用の判別結果に準じて判断していただいても構いません。ただし、形状が同一と判断されるものがない場合は PCB 使用安定器として適切に取り扱い、JESCO に処分委託するようにしてください。

---

**Q 高濃度 PCB 廃棄物の保管場所を変更したいのですが。**

**A** 高濃度 PCB 廃棄物はその種類及び保管する場所ごとに処分期間が決められているため、原則保管場所を変更してはなりません。ただし、高濃度 PCB 廃棄物の種類に応じて決められた同一の区域内で保管場所を変更する場合、または、当該高濃度 PCB 廃棄物を確實かつ適正に保管することができる場所に保管場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合は変更することが特例で認められることがあります。

# PCB廃棄物等の処分等に係る 手続きについて

事例	対象	届出等の内容
新たに判明した場合 (現に設置しているもの)	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に係る事項、電気工作物に係る事項
	高濃度PCB含有電気工作物	上記に加え、管理状況の届出 電気主任技術者等の氏名・連絡先、廃止予定年月
設置者情報に変更があった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	変更後の設置者等の氏名、住所（法人は事業場の名称又は所在地）又は電気工作物に係る事項
管理状況（廃止予定年月）に変更があった場合	高濃度PCB含有電気工作物	変更後の廃止予定年月
廃止予定年月を処分期間を越えた年月に変更する場合	高濃度PCB含有電気工作物	処分期間の期限から1年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類として、処分委託することを約する書類の写し
廃止した場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	廃止した事業場に係る事項、電気工作物に係る事項、廃止年月日、廃止理由（譲渡し、課電洗浄による廃止も含む）
	高濃度PCB使用電気工作物	高濃度PCB使用電気工作物を廃止した場合は、新たに保管することとなった当該電気工作物及び新たに処分した当該電気工作物の種類、型式、量など
譲渡し・譲受けがあった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	譲り渡した場合は廃止届出、譲り受けた場合は設置等届出
地位の承継があった場合	事業用電気工作物 (PCB含有電気工作物（高濃度含む）含む)	地位の承継（相続、合併又は分割）の事実、承継の事実を証する書面

※電気事業法上に届出様式については、[http://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/kankyokeiei/pcb/downloadfiles/02dennannka.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/downloadfiles/02dennannka.pdf)

事例	対象	届出等の内容
保管する場合	PCB廃棄物	保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	上記に加え、処分予定年月又は廃棄予定年月
(新たに判明した場合)	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	新たに保管又は所有が判明したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、処分予定年月等
保管場所を省令で定める同一区域内で変更した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所等に係る事項 移動したPCB廃棄物等の種類及び量など
環境大臣の確認を受けて保管場所を変更する場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所、当該廃棄物に係る事項、変更理由
処分した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項 前年度分の処分のマニフェストのD票若しくはE票の写し
処分期間の特例を適用する場合、届出情報を変更した場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	当該事業場及び廃棄物に係る事項、処分予定年月、処分委託契約書若しくは処分委託することを約する書類の写し 変更した場合は変更前後の内容
譲受けがあった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	譲渡者、譲受者に関する事項、譲受け年月日、対象廃棄物等
地位の承継があった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	被承継人、承継人に関する事項、承継年月日、原因及びそれを証する書類、対象廃棄物等
全ての処分又は廃棄を終了した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	事業場に係る事項、処分又は廃棄を終了した廃棄物に係る事項、処分受託者名、処分又は廃棄の終了年月

※PCB特措法に基づく記入要領、記載例は環境省ホームページ<http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html> をご参照ください。



\* 様式のPCBの正式名は「ポリ塩化ビフェニル」、「報告規則」は電気関係報告規則、「特措法」はPCB特措法

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の2)	判明後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書 (報告規則様式第13の6)	毎年度末の状況を翌年度の6月30日まで	管轄する産業保安監督部長 (産業保安監督部等は都道府県等からの求めに応じ速やかに情報を提供)	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物変更届出書 (報告規則様式第13の3)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書 (報告規則様式第13の6)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書及び別紙 (報告規則様式第13の6及び別紙)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 (報告規則様式第13の4) ※課電洗浄による廃止時は同実施報告書及び添付書類も添付	廃止後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	1年以下の懲役 100万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の4、第13の2)	譲渡し・譲受け後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	1年以下の懲役 100万円以下の罰金
事業用電気工作物設置者地位承継届出書 (電気事業法施行規則様式第62の2)	承継後遅滞なく	経済産業大臣	10万円以下の過料

をご参照ください。

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	判明後速やかに	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管の場所等の変更届出書 (特措法様式第2号)	変更後10日以内	変更前後の保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書 (特措法様式第3号)	保管場所を変更しようとするとき	環境大臣	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄の特例処分期限に係る届出書、同届出事項の変更届出書 (特措法様式第5号、第6号)	処分期間の末日まで 変更した場合は変更後10日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
譲受け届出書 (特措法様式第8号)	譲受け後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	3年以下の懲役 1000万円以下の罰金
承継届出書 (特措法様式第7号)	承継後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書 (特措法様式第4号)	処分又は廃棄終了後から20日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金

## PCB特措法についてのお問い合わせ窓口

都道府県		
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課 011-204-5199
青森県	環境生活部	環境保全課 017-734-9248
岩手県	環境生活部	資源循環推進課 019-629-5366
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課 022-211-2463
秋田県	生活環境部	環境整備課 018-860-1624
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課 023-630-2323
福島県	生活環境部	産業廃棄物課 024-521-7264
茨城県	生活環境部	廃棄物対策課 029-301-3027
栃木県	環境森林部	廃棄物対策課 028-623-3107
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課 027-226-2824
埼玉県	環境部	産業廃棄物指導課 048-830-3148
千葉県	環境生活部	廃棄物指導課 043-223-2757
東京都	環境局資源循環推進部	産業廃棄物対策課 03-5388-3573
神奈川県	環境農政局環境部	資源循環推進課 045-210-4154
新潟県	県民生活・環境部	廃棄物対策課 025-280-5161
富山県	生活環境文化部	環境政策課 076-444-9618
石川県	環境部	廃棄物対策課 076-225-1474
福井県	安全環境部	循環社会推進課 0776-20-0318
山梨県	森林環境部	環境整備課 055-223-1518
長野県	環境部	資源循環推進課 026-235-7187
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課 058-272-8217
静岡県	くらし・環境部環境局	廃棄物リサイクル課 054-221-2424
愛知県	環境部	資源循環推進課 052-954-6237
三重県	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課 059-224-2475
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課 077-528-3474
京都府	環境部	循環型社会推進課 075-414-4718
大阪府	環境農林水産部	環境管理室事業所指導課 06-6210-9583
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課 078-362-3281
奈良県	くらし創造部景観・環境局	廃棄物対策課 0742-27-8747
和歌山県	環境生活部環境政策局	循環型社会推進課 073-441-2692
鳥取県	生活環境部	循環型社会推進課 0857-26-7684
島根県	環境生活部	廃棄物対策課 0852-22-6151
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課 086-226-7308
広島県	環境県民局	産業廃棄物対策課 082-513-2963
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課 083-933-2988
徳島県	県民環境部	環境指導課 088-621-2269
香川県	環境森林部	廃棄物対策課 087-832-3226
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課 089-912-2358
高知県	林業振興・環境部	環境対策課 088-821-4523
福岡県	環境部	廃棄物対策課 092-643-3364
佐賀県	県民環境部	循環型社会推進課 0952-25-7108
長崎県	環境部	廃棄物対策課 095-895-2373
熊本県	環境生活部環境局	循環型社会推進課 096-333-2278
大分県	生活環境部	廃棄物対策課 097-506-3127
宮崎県	環境森林部	循環社会推進課 0985-26-7083
鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課 099-286-2596
沖縄県	環境部	環境整備課 098-866-2231

政令で定める市		
前橋市	環境部	廃棄物対策課 027-898-5953
高崎市	環境部	産業廃棄物対策課 027-321-1325
さいたま市	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課 048-829-1607
川崎市	環境部	産業廃棄物指導課 049-239-7007
越谷市	環境経済部	産業廃棄物指導課 048-963-9188
千葉市	環境局資源循環部	産業廃棄物指導課 043-245-5682
船橋市	環境部	産業廃棄物指導課 047-436-3810
柏市	環境部	産業廃棄物対策課 04-7167-1696
八王子市	資源循環部	廃棄物対策課 042-620-7458
横浜市	資源循環局事業系対策部	産業廃棄物対策課 045-671-2513
川崎市	環境局生活環境部	廃棄物指導課 044-200-2596
横浜質市	資源循環部	産業廃棄物対策課 046-822-8523
相模原市	環境経済局資源循環部	廃棄物指導課 042-769-8335
新潟市	環境部	廃棄物対策課 025-226-1411
富山市	環境部	環境政策課 076-443-2178
金沢市	環境局	環境指導課 076-220-2521
長野市	環境部	廃棄物対策課 026-224-7320
岐阜市	環境事業部	産業廃棄物指導課 058-214-2170
静岡市	環境部	廃棄物対策課 054-221-1364
浜松市	環境部	産業廃棄物対策課 053-453-6110
名古屋	環境局事業部	廃棄物指導課 052-972-2392
豊田市	環境部	廃棄物対策課 0565-34-6710
豊橋市	環境部	廃棄物対策課 0532-51-2410
岡崎市	環境部	産業廃棄物対策課 0564-23-6871
大津市	環境部	産業廃棄物対策課 077-528-2062
京都市	環境政策局循環型社会推進部	産業廃棄物指導課 075-366-1394
大阪市	環境局環境管理部	環境管理課産業廃棄物規制グループ 06-6630-3284
堺市	環境局環境保全部	環境対策課 072-228-7476
東大阪市	環境部	産業廃棄物対策課 06-4309-3207
高槻市	産業環境部	資源循環推進課 072-669-3695
枚方市	環境部	環境総務課 072-807-6211
豊中市	環境部	減量推進課 06-6858-3070
神戸市	環境局	事業系廃棄物対策部 078-322-6428
姫路市	環境局美化部	産業廃棄物対策課 079-221-2405、2418
尼崎市	経済環境局環境部	産業廃棄物対策担当 06-6489-6310
西宮市	環境局環境総務室	産業廃棄物対策課 0798-35-3277
奈良市	環境部 環境事業室	廃棄物対策課 0742-71-2226
和歌山市	市民環境局環境部	産業廃棄物課 073-435-1221
岡山市	環境局	産業廃棄物対策課 086-803-1303、1304
倉敷市	環境リサイクル局リサイクル推進部	産業廃棄物対策課 086-426-3385
広島市	環境局業務部	産業廃棄物指導課 082-504-2225、2226
呉市	環境部	環境政策課 0823-25-3302
福山市	経済環境局環境部	廃棄物対策課 084-928-1168
下関市	環境部	産業廃棄物対策課 083-252-7152
高松市	環境局	環境指導課 087-539-2380
松山市	環境部	産業廃棄物対策課 089-948-6959
高知市	環境部	産業廃棄物対策課 088-823-9427
北九州市	環境局環境監視部	環境監視課 093-582-2175
福岡市	環境局循環型社会推進部	産業廃棄物指導課 092-711-4303
大牟田市	環境部	産業廃棄物対策課 0944-41-2732
久留米市	環境部	産業廃棄物指導課 0942-30-9148
長崎市	環境部	産業廃棄物対策課 095-829-1159
佐世保市	環境部	産業廃棄物指導課 0956-20-0660
熊本市	環境局資源循環部	ごみ減量推進課事業ごみ対策室 096-328-2365
大分市	環境部	産業廃棄物対策課 097-537-7953
宮崎市	環境部	産業廃棄物対策課 0985-21-1763
鹿児島市	環境局資源循環部	産業廃棄物指導課 099-216-1289
那覇市	環境部	産業廃棄物対策課 098-951-3231

政令で定める市		
旭川市	環境部	環境指導課 0166-25-6369
札幌市	環境局環境事業部	事業廃棄物課 011-211-2927
函館市	環境部	環境対策課 0138-51-0740
青森市	環境部	産業廃棄物課 017-761-4012
盛岡市	環境部	産業廃棄物課 019-626-7573
仙台市	環境局廃棄物事業部	産業廃棄物指導課 022-214-8235
秋田市	環境部	産業廃棄物課 018-888-5713
郡山市	生活環境部	産業廃棄物対策課 024-924-3171
いわき市	生活環境部	産業廃棄物対策課 0246-22-7604
宇都宮市	環境部	産業廃棄物対策課 028-632-2929

## 電気事業法についてのお問い合わせ窓口

事業所所在地	窓 口	
北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-2311 内2720
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	022-221-4947
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡。	関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0385
愛知県、長野県、岐阜県、静岡県（北陸産業保安監督部及び近畿支部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）、	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。）、岐阜県（飛騨市（平成16年1月31日における旧古川郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成16年2月29日における旧郡上市白鳥町石臼白の区域に限る。）	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督部	076-432-5580
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	06-6966-6048
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市（平成17年1月15日における旧越智郡古海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町	中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
徳島県、高知県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	087-811-8587
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
沖縄県	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474

### このパンフレットの内容に関する問い合わせ先

#### 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL (03)6457-9096 FAX (03)3593-8264

#### ■ 環境省地方環境事務所 お問い合わせ窓口

北海道地方環境事務所 環境対策課	011-299-1952	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	06-4792-0702
東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	022-722-2871	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	086-223-1584
関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	048-600-0814	中国四国地方環境事務所 高松事務所 廃棄物・リサイクル対策課	087-811-7240
中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	052-955-2132	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	096-322-2410



## 参考資料 2

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(平成十三年六月二十二日)

(法律第六十五号)

第百五十一回通常国会

第一次小泉内閣

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をここに公布する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

### 目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等(第八条—第十七条)

第三章 雑則(第十八条—第三十二条)

第四章 罰則(第三十三条—第三十六条)

附則

第一章 総則

### (目的等)

第一条 この法律は、ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること並びに我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、この法律に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)の定めるところによる。

### (定義)

第二条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物(廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次項において同じ。)となったもの(環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

2 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をい

う。

- 一 ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの
  - 二 ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
  - 三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
- 3 この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品(これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。
- 4 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。
- 一 ポリ塩化ビフェニル原液
  - 二 ポリ塩化ビフェニルを含む油のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
  - 三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
- 5 この法律において「保管事業者」とは、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。
- 6 この法律において「所有事業者」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者をいう。

(平二八法三四・一部改正)

#### (事業者の責務)

第三条 保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

- 2 所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。
- 3 保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(平二八法三四・一部改正)

#### (ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務)

第四条 ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実

かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(平二八法三四・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品(次項において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。)に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、保管事業者、所有事業者及びポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の理解を深めるよう努めなければならない。

(平二八法三四・一部改正)

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画)

第六条 政府は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」という。)を定めなければならない。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針

二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

五 政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

3 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成しようとするときは、

あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

- 5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 6 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について準用する。

(平二八法三四・一部改正)

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画)

第七条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域(都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。)内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理に関する計画(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

- 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
  - 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理に関する事項
- 3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(平一五法九三・平二三法一〇五・平二八法三四・一部改正)

## 第二章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等

(保管等の届出)

第八条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分(再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。)をする者(以下「保管事業者等」という。)は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

(平一七法四二・平二八法三四・一部改正)

(保管等の状況の公表)

第九条 都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、前条第一項の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとする。

(平二八法三四・一部改正)

(期間内の処分)

第十条 保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間(以下「処分期間」という。)内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

2 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。

二 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 処分期間内に自ら処分し、又は処分を他人に委託することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び数量並びに保管の場所

ハ ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日

ニ その他環境省令で定める事項

4 前項第二号の規定による届出を行った者は、同号イからニまでに掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(平二八法三四・一部改正)

(指導及び助言)

第十一条 都道府県知事は、保管事業者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(平二八法三四・全改)



(改善命令)

第十二条 環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が第十条第一項又は第三項の規定に違反した場合には、当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置(以下「処分等措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(平二八法三四・追加)

(代執行)

第十三条 前条第一項に規定する場合において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは、自ら当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられた保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく、当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。

三 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該保管事業者から徴収することができる。

3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

(平二八法三四・追加)

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等)

第十四条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。



(平二八法三四・追加)

第十五条 第八条第一項、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物について準用する。この場合において、同項中「前項」とあり、及び同条第一項中「第十条第一項又は第三項」とあるのは、「第十四条」と読み替えるものとする。

(平二八法三四・追加)

(承継)

第十六条 保管事業者について相続、合併又は分割(その保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部又は一部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部若しくは一部を承継した法人は、その保管事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により保管事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(平二八法三四・旧第十二条線下・一部改正)

(譲渡し及び譲受けの制限)

第十七条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲渡し、又は譲り受けてはならない。

(平二八法三四・追加)

### 第三章 雑則

(ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等)

第十八条 所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当する所有事業者は、前項の規定にかかわらず、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

一 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。

二 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 処分期間内に廃棄することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類及び数量並びに使用の場所及び廃棄後の保管の場所
- ハ 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日
- ニ その他環境省令で定める事項

- 3 処分期間内(前項に規定する所有事業者にあつては、特例処分期限日まで)に廃棄されなかつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。
- 4 所有事業者が、第二項第二号の規定による届出を行った場合において、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄したときは、当該廃棄に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、第十条第三項第二号の規定による届出を行った保管事業者とみなす。

(平二八法三四・追加)

第十九条 第八条第一項、第九条、第十条第二項及び第四項、第十一条、第十六条、第二十四条並びに第二十五条の規定は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について準用する。この場合において、第八条第一項中「保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分(再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）」をする者(以下「保管事業者等」という。))とあるのは「所有事業者」と、「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、「保管の場所」とあるのは「所在の場所」と、第九条中「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、第十条第二項中「前項」とあるのは「第十八条第一項」と、「処分」とあるのは「廃棄」と、同条第四項中「前項第二号」とあるのは「第十八条第二項第二号」と、第十一条中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「確実かつ適正な」とあるのは「確実な廃棄及び廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実かつ適正な」と、第十六条第一項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物」とあるのは「所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」と、同条第二項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、第二十四条中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有するものに限る。次条第一項において同じ。))」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、第二十五条第一項中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは」と読み替えるものとする。

(平二八法三四・追加)

第二十条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」という。)については、前二条の規定を適用せず、同法の定めるところによるものとする。

2 特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

(平二八法三四・追加)

(事業所管大臣等に対する要請)

第二十一条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル使用製品を使用する事業を所管する大臣に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理について都道府県等がポリ塩化ビフェニル使用製品を使用する事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物について、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(平二八法三四・旧第十三条線下・一部改正)

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請)

第二十二条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(平二八法三四・旧第十五条線下・一部改正)

(関係者相互の連携及び協力)

第二十三条 環境大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、都道府県知事、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者その他の関係者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(平二八法三四・追加)

(報告の徴収)

第二十四条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、保管

事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

(平二八法三四・旧第十七条繰下・一部改正)

(立入検査等)

第二十五条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二八法三四・旧第十八条繰下・一部改正)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により同項の政令で定める市の長がした第十二条第一項(第十五条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第十二条第一項の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(平一七法四二・追加、平二六法六九・一部改正、平二八法三四・旧第十九条繰下・一部改正)

(環境大臣の事務執行)

第二十七条 第十二条第一項、第十三条、第二十四条(第十九条において読み替えて準用す

る場合を含む。以下同じ。)又は第二十五条第一項(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による環境大臣による命令、処分等措置若しくは報告の徴収又はその職員による立入検査若しくは収去は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実に適正に処分されないことを防止するため特に必要があると認められる場合に行うものとする。

(平一七法四二・旧第十九条繰下・一部改正、平二八法三四・旧第二十条繰下・一部改正)

#### (国の措置)

第二十八条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備を推進し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実に適正な処理の確保を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平一七法四二・旧第二十条繰下、平二八法三四・旧第二十一条繰下)

#### (事務の区分)

第二十九条 第十二条第一項及び第二項(第十五条において準用する場合を含む。)、第二十四条並びに第二十五条第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一七法四二・平二六法六九・一部改正、平二八法三四・旧第二十二条繰下・一部改正)

#### (権限の委任)

第三十条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(平一七法三三・追加、平二八法三四・旧第二十二条の二繰下)

#### (環境省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(平二八法三四・追加)

#### (経過措置)

第三十二条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(平二八法三四・旧第二十三条繰下)

#### 第四章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十二条第一項の規定による命令に違反した者
- 二 第十七条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けた者

(平二八法三四・旧第二十四条繰下・一部改正)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項(第十五条において準用する場合及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)又は第十条第二項(第十五条及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第四項(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第八条第二項の規定に違反して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更した者
- 三 第十条第三項第二号又は第十八条第二項第二号の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

(平二八法三四・旧第二十五条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第二項(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十五条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平二八法三四・旧第二十六条繰下・一部改正)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(平二八法三四・旧第二十七条繰下)

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める

日から施行する。

(平成一三年政令第二一四号で平成一三年七月一五日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の規定により特別区の長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都知事が管理し、及び執行するものとする。

(政令への委任)

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(「第五条の六」を「第五条の八」に改める部分に限る。)及び第一章中第五条の六を第五条の八とし、第五条の三から第五条の五までを二条ずつ繰り下げ、第五条の二の次に二条を加える改正規定並びに附則第四条、第六条、第十三条(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)第五条第三号の改正規定に限る。)及び第二十条の規定 公布の日

附 則 (平成一七年四月二七日法律第三三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附 則 (平成一七年五月一八日法律第四二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十一、第二十二條、附則第四條及び附則第五條の改正規定、第二條の規定並びに附則第三條、第六條及び第九條から第十一條までの規定 公布の日

二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六條の二第一項の改正規定(「並びに第二十四條」を「、第二十四條の二第二項並びに附則第二條第二項」に改める部分に限る。)、同法第八條第一項の改正規定、同法第二十四條を削り、同法第二十四條の二を同法第二十四條とし、同條の次に一條を加える改正規定及び同法第二十四條の四の改正規定(「、保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。)、第三條の規定並びに次條並びに附則第八條(「、保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。)、第十二條及び第十三條の規定 平成十八年四月一日

(保健所を設置する市の長等がした処分等に関する経過措置)

第二條 前條第二号に掲げる規定の施行前に第一條の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧廃棄物処理法」という。)又は第三條の規定による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「旧措置法」という。)の規定により保健所を設置する市(特別区を含む。以下この條において同じ。)の長がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、第一條の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新廃棄物処理法」という。)又は第三條の規定による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「新廃棄物処理法等」と総称する。)の相当規定に基づいて、都道府県知事がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 前條第二号に掲げる規定の施行の際現に旧廃棄物処理法又は旧措置法(以下「旧廃棄物処理法等」と総称する。)の規定により保健所を設置する市の長に対してされている申請、届出その他の行為は、新廃棄物処理法等の相当規定に基づいて、都道府県知事に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 前條第二号に掲げる規定の施行前に旧廃棄物処理法等の規定により保健所を設置する市の長に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行前にその手続がされていないものについては、これを、新廃棄物処理法等の相当規定により都道府県知事に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新廃棄物処理法等の規定を適用する。

4 前條第二号に掲げる規定の施行前に旧廃棄物処理法又は旧措置法第十六條第一項の規定により保健所を設置する市の長がした処分についての旧廃棄物処理法第二十四條又は旧措置法第二十一條の規定による再審査請求については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。)、第十二条、第十四条(地方自治法別表第一公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)の項及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の項の改正規定に限る。)、第十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。)、第五十九条、第六十五条(農地法第五十七条の改正規定に限る。)、第七十六条、第七十九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九十八条(公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。)、第一百零二条(道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百零四条、第一百零五条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第一百零九条、第二百一十一条(都市再開発法第三百三十三条の改正規定に限る。)、第二百五十二条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。)、第三百一十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。)、第三百三十三条、第四百一十一条、第四百四十七条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。)、第四百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十一条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、第五百三十三条、第五百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。)、第五百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定に限る。)、第五百五十九条、第六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項二号イ」を「第二項一号イ」に改める部分に限る。)並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。))

並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。)、第百六十三条、第百六十六条、第百六十七条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第百七十五条及び第百八十六条(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。)の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。)、第九十一条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。)、第九十二条(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く。)、第九十三条、第九十五条、第百十一条、第百十三条、第百十五条及び第百十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二八年四月一日)

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこ

の法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月二日法律第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(平成二八年政令第二六七号で平成二八年八月一日から施行)

(施行前の準備)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、この法律による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「新法」という。)第六条の規定の例により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定めることができる。

2 前項の規定により定められたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画は、この法律の施行の日において新法第六条の規定により定められたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況等を勘案し、ポリ塩化

ビフェニルが使用されている製品に関する施策の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。